

## 新しい人権問題への対応（その二）



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

### 大谷 實

今回は、新型コロナウイルス禍に関連する人権問題を考えてみることにします。我が国で二〇二〇年一月に発生した新型コロナウイルスについては、感染防止のためのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に基づいて、我が国の政府および自治体を中心に様々な対策が講じられてきていることは、ご案内の通りです。

しかし、現在実施されている飲食店等の時短営業や休業の要請・命令といった営業の自由にかかる対策が、どういう仕組みで実施されているかについては、余り知られていないようですので、今回はその骨子を説明し、人権上問題となる点を考えることにします。

ベスト、ジフテリア、コレラ等の感染症の予防等にか

かる基本的な法律は、一九九八（平成一〇）年に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）ですが、当面問題となっている新型コロナウイルス対策にかかる法律は、二〇一二（平成二四）年に制定され、二〇二一（令和三）年に改正された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）です。

この特措法によりまずと、新型インフルエンザ等が発生し、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるときは、政府は対策本部を設置し、内閣総理大臣が対策本部長となつて、期間と区域とを示して緊急事態宣言を発出することとしています（三二条）。それを受けて、都道府県知事は住民に対して「生活の維持に必要な場合を除き、みだりに当該者の居室又はこれに相当する場所から外出しないこと」（四五条一項）、学校や社会福祉施設など「多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止」（同条二項）を要請することができますとされています。このような法律上の条項に基づき、都道府県知事は、学校や施設の使用制限・停止、飲食等の事業者に対する時短営業・休業、イベントの中止命令、住民に対する外出自粛、感染防止に必要な協力と

いった指示や命令を行うことにしています。そして、指示や命令に従わないときは、事業者に対し五〇万円以下の過料を課すとともに、よって生じた損害については、公的な補償をすることになっています。

現行の特措法は、新型コロナウイルス禍が一向に収束しないところから、二〇二〇年四月の第三波を受けて、やや唐突に今年の二月に改正されて施行されたものですが、時短営業の命令に従わない事業者に対する制裁を課すこととしたものです。その際、過料とするか罰金とするかで議論がありました。事業者から見ますと、正当な事業を営んでいる者に対し、時短営業や休業について制裁を課して強制するのは、憲法二二条の定める基本的人権すなわち経済的自由権の侵害となることは疑いありません。

それだけではありません。特措法四五条は、「生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと」を要請することができます。居住・移転の自由を侵害することにもなります。私たちは、新型コロナウイルスへの政府や自治体の対応の多くは、国民的基本的人権である自由権の侵害と隣り合わせで展開されていることを自覚する必要があります。

もとより、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人

との接触を媒介とするものですから、それを抑止するためには、人の行動の自由を規制する必要があることは疑いありません。「自由権は、絶対的なものである」から、自由を規制する政策はすべて誤りだということにはなりません。

しかし、必要だから規制するというのでは「自由」を守ることはできません。憲法一三条が、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しているゆえんです。

我が国の感染症対策は、こうした憲法の精神に基づき、「感染省の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものでなければならぬ」という（感染症法二二条の二）として、極めて謙抑的な態度で臨んでおり、人権上適切な方針を貫いているといつてよいかと思えます。

しかし、東京オリンピック開催に相前後して、東京都を中心に感染が拡大し、本稿の執筆時点では「災害レベルの非常事態であり制御不能」の状況に陥っており、「自分の身は自分で守る感染予防のための行動が必要である」とも言われています。それでは、これからどうすればいいのか。新型コロナウイルスの今後の展開を踏まえて、次回に検討することにします。